

# 令和4年度 糸満市立認定こども園 公私連携園移行に関する保護者説明会

日時：令和4年10月16日（日）14：00～15：00

場所：糸満市役所3階 3-c 会議室

参加者（計8名）：保護者3名、地域0名、地域外5名（法人園関係者）

質問（意見）の内容		回答
1	西崎こども園の大規模改修について、全面改修になるのか、または部分改修になるのかを教えてください。	大規模改修については、現時点で具体的な改修部分は決まっておりません。運営事業者に施設を利用していただき、改修が必要な部分を把握していただいた上で、協議をしながら進めていくことになるかと思います。
2	西崎こども園の大規模改修について、国の補助金を利用できるということですが、補助額はどのくらいですか？	国の補助額については、子どもの定員数によって補助基準額が決まります。国の補助金交付要綱を確認しないと分かりませんが、西崎こども園ですと、定員が約80名になりますので、それに合わせた予算額が上限になります。
3	協定書の重要なポイントに、「法人に業務報告を求める」と書いていますが、報告を求める頻度はどのくらいですか？	報告については、年度末に1回の報告を予定しています。平成30年度に公私連携園へ移行した「光洋こども園」では、年度末に次年度の計画書等を提出していただいています。また、それ以外の報告を市が求めた場合には、報告する義務が生じます。
4	協定書の重要なポイントに、「教育・保育等の基本事項は市立園に準ずる」と書いていますが、基本事項はホームページに載っていますか？	教育・保育等の基本は、公立園・法人園問わず、認定こども園の教育保育要領に沿って行われますが、公立園には公立の方針がありますので、その基本事項に沿って協定書を結んでいきます。しかし、具体的な内容については、今のところホームページには載せておりません。
5	公募期間中に事業者向けの説明会は行われますか。	現在のところ、事業者向けの説明会は予定しておりません。また、公募内容については、市のホームページに掲載し、質問等は個別にお受けすることを想定しております。
6	運営事業者の選定の中で、2次審査に「現場視察」とありますが、移行園（西崎こども園、兼城こども園）の視察という意味ですか？	移行園の視察については、1次審査前に行います。こちらの「現場視察」については、応募した事業者が運営している園（本園）で、教育・保育状況を見させていただくということです。
7	西崎こども園の大規模改修について、基本的に建物を所有している者が、修繕の責任を負うかと思いますが、それは運営事業者が選定された後の話になりますか？	令和3年度の保護者説明会の時点では、市の方で大規模改修することを前提に説明しましたが、その後、他市町村の状況を確認したところ、法人が建物を所有した状態で大規模改修した方が、国からの補助金をいただけることが分かりました。 ただし、移行後すぐに譲渡するのではなく、運営に問題がないか確認する間は無償貸し付けとし、問題ないと判断できた後（移行後の約5年後）に、建物を譲渡して、法人主体で大規模改修を進めていただくことを考えております。
8	公募要項に土地の賃借料は記載されますか？	はい。土地の賃借料は記載されます。
9	小規模保育事業所の保護者向け説明会は今後予定していますか？	小規模保育事業所の保護者への説明については、今年お配りしている「現況届」冊子の中に「【お知らせ】糸満市立認定こども園の「公私連携」移行（案）について（令和4年7月時点）」というお知らせを載せています。 また、ご不明な点等あれば、直接、糸満市保育こども園課へお問い合わせいただければ、個別にご対応させていただきます。 なお、令和5年4月～5月に運営事業者主催の保護者説明会を予定していますので、運営に関する詳しい内容については、そちらの方で説明になります。

# 令和4年度 糸満市立認定こども園 公私連携園移行に関する保護者説明会

日時：令和4年10月16日（日）14：00～15：00

場所：糸満市役所3階 3-c 会議室

参加者（計8名）：保護者3名、地域0名、地域外5名（法人園関係者）

10	公私連携園は、建物を譲渡した後も公私連携園として継続されますか？	公私連携園へ移行後、建物を譲渡した場合であっても公私連携は継続されます。
11	当初、糸満南こども園が公私連携園の候補になっていましたが、今後また、公私連携園になる可能性はありますか？	今の時点では、西崎こども園と兼城こども園の2園のみとなっております。
12	兼城こども園内の「子育て支援センターぬくぬく」は今後どうなりますか。	兼城こども園を公募する際に、「子育て支援センターぬくぬく」の委託も含めて公募することを考えております。また、業務に関しては、具体的には決まっておりませんので、今後、公募の内容を詰めていきたいと考えております。
13	移行する際、先生方や運営自体が変わるかと思いますが、それ以外で、子どもにとって負担になるような変化はありますか？	<p>移行後についても、基本的な保育内容等は運営事業者を引き継いでまいりますので、変わることはありません。仮に、運営事業者から保育内容等に関する変更の提案があった場合には、市や保護者の同意を得た上でしか変更することはできませんので、極端に内容が変わることは考えていません。ただし、保育料以外の実費徴収の面で、多少違いが出てくる可能性はあります。</p> <p>また、令和5年7月～令和6年3月の引継ぎ期間中については、運営事業者の方から先生方を何名か来ていただき、子どもの様子を見ながら、しっかりと引き継いでいただきます。仮に不安等ありましたら、担任の先生をはじめ、市の臨床心理士や保健師も各園へ巡回支援をおこなっておりますので、そちらにご相談いただければと思います。</p> <p>（補足）公私連携園は単純に公立園を民営化するだけでなく、公立園の特徴を継続していただくことを前提に考えています。ただし、運営は変わりますので、多少なり影響が出るかと思いますが、元々、認定こども園に関する教育保育要領に目指すべき基準が設けられていますので、市内全ての施設で同じような教育保育を行っていくことを市として考えています。</p>
14	連携施設（小規模保育事業所）に子どもが通っていますが、公私連携園へ移行後も受け入れは可能でしょうか？	<p>受け入れする際には、優先順位があります。1番の優先は在園児になります。2番目に連携施設の園児。最後に新規申し込みのお子さんになります。例えば、連携施設内で一つの施設に希望が集中した場合、第1希望に入れないこともあります。それでも第2希望、第3希望と調整させていただきます。</p> <p>この流れは、公私連携園の移行に関係なく、公立園の今でも同じように調整してきましたので、移行後も変わることはありません。</p>